

学校いじめ防止基本方針

一宮町教育委員会

26.6.10

◎【いじめの定義】

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

◎【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめを行った児童生徒や保護者に対しても、同様に心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、十分な支援の手を差し伸べていかなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめは、まず原因を追及してこれに対処していかなければ、学校のみならず、社会から真の「いじめ撲滅」には至らない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるよう、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの防止等への組織的対策

◎【組織的対策】

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・スクールカウンセラー・保護者等と連携を図りながら、「いじめ防止等の対策のための組織」を置くものとする。

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の重点目標の一つに、「いじめは絶対に見過ごさない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識を持たせ、「いじめをしない・させない・許さない」ことに組織的に取り組む。
- ② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、全ての教育活動を通じて、自己決定権や意見表明権を行使しつつ、いじめのない環境づくりに取り組む教育・個を育てる道徳教育・集団から学ぶ特別活動及び異年齢集団から学ぶ体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者や地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の意

識が高揚する児童生徒会活動・部活動等に対する支援を強化する。

- ④ いじめ防止の重要性を深く認識するための啓発活動その他必要な措置として、児童生徒会を核として人権集会・明るい社会づくり集会・道徳集会等を実施する。

(2) いじめの早期発見のための対応

① アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒及び保護者に対して定期的な調査を実施する。

この場合、いじめがあるという前提での調査が実施されると、それ自体で集団の閉塞感を生みかねないので、「学校での集団生活に不満を持っていないか」、「自己肯定感を持って日常生活を送れているか」、「お互いの人間関係に悩みを持っていないか」等の観点からの調査項目として実施する。

- (ア) 児童生徒対象いじめアンケート調査
- (イ) 保護者対象いじめアンケート調査
- (ウ) 学級担任の教育相談による聞き取り調査

② 教育相談の日常化

- (ア) スクールカウンセラーの活用
- (イ) いじめ相談窓口の設置と活用

③ 教職員の資質向上

いじめ防止等の研修会を年間計画に位置づけ、教職員は対話技術の向上を図る。

- (ア) 教師と児童生徒の個別の対話の機会を増やす。
- (イ) 話術（リフレーミング・アンガーマネジメント等）研修。
- (ウ) 人間関係プログラムの活用を図る。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめに対する対応

- ① 児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。
- ② ネットパトロールの情報を児童生徒及び保護者と連携共有し、事故防止に努める。

(4) いじめ防止等に関する対応

① 児童生徒部会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「児童生徒指導委員会」を設置する。

《構成員》

校長，教頭，児童生徒指導主事（主任），学年児童生徒指導担当，学年主任，児童生徒支援，特別支援コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー

《主な活動》

- (ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
- (イ) いじめ防止に関すること
- (ウ) いじめ事案に対する対応に関すること

(エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解に関すること

《開催》

定例会（週1回）を開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

(ア) いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実確認をする。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援といじめを行った児童生徒・保護者への助言とともに、同様の支援を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた児童生徒とともに、いじめを行ったとされる児童生徒も安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習できる環境を整備する。

(エ) いじめの関係者間におけるトラブルが生じないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として受け止められる事案については、一宮町教育委員会及び茂原警察署等と連携して対処するが、「いじめの行為」だけでなく、「いじめの原因」を探り、手立てを講じていく。

3 重大事案への対処

◎【重大事案の意味】

生命・心身又は財産に「重大な被害」が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

「重大な被害」とは、児童生徒がいじめを受けたことにより

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - (2) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (3) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (4) 精神性の疾患を発症した場合
 - (5) いじめが主要因で不登校になったと考えられる場合
- 等のケースが想定される。

「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

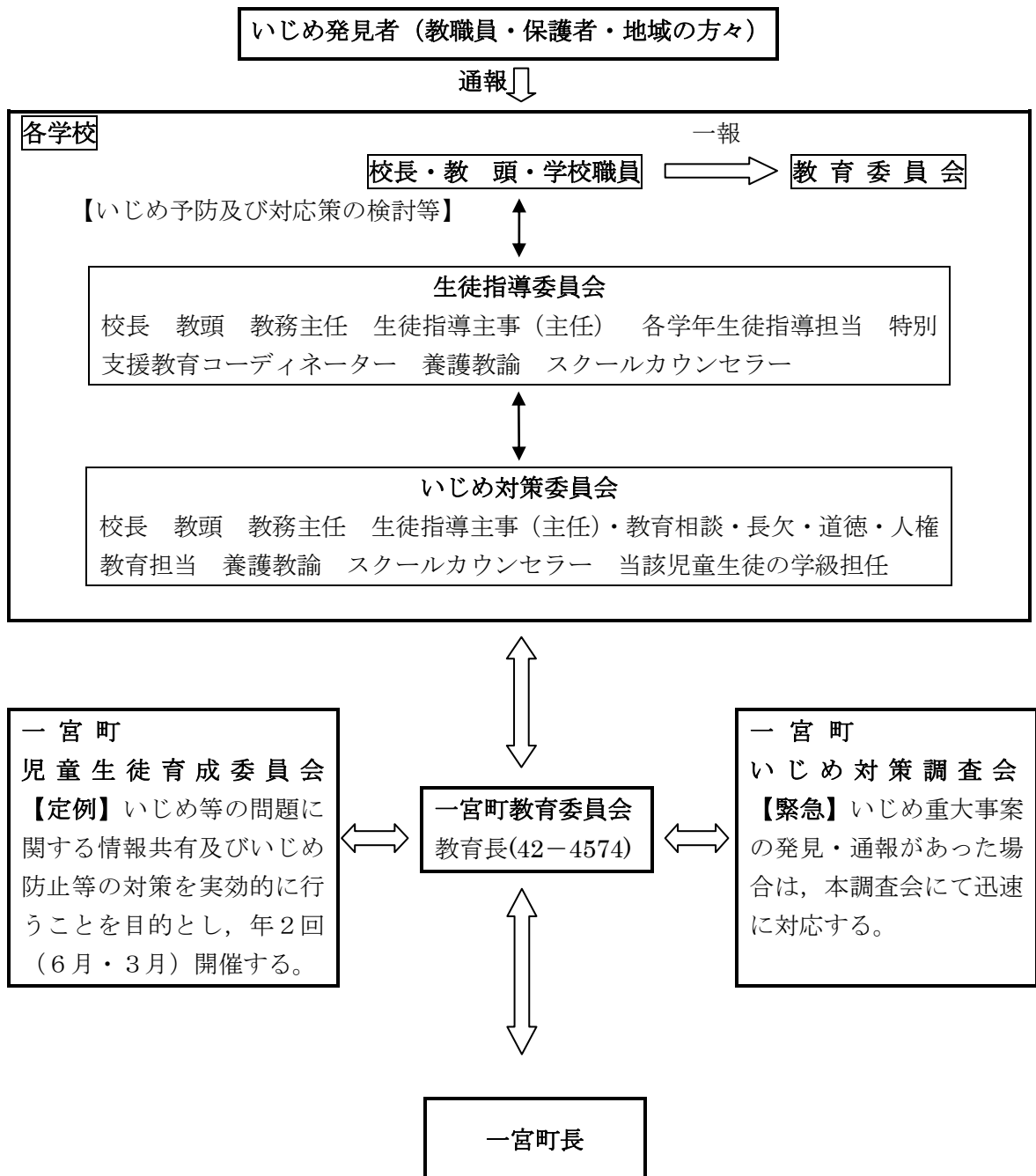
◎【重大事案の報告】

- (1) 重大事案が発生した旨を一宮町教育委員会へ報告する。
- (2) 一宮町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ① 発見者⇒学級担任⇒学年主任⇒児童生徒指導主事（主任）⇒教頭⇒校長⇒一宮町教育委員会⇒教育長⇒町長⇒一宮町教育委員会（二報以後の対応）（注：連絡先電話番号を明記すること）
 - ② 一報後、改めて文書による報告をする。
 - ③ 必要に応じて、警察等関係機関に報告する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめたとされる児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。必要に応じて、保護者説明会を開催する。

◎ 【対策組織】

一宮町立小中学校いじめ対策組織及び初動体制(重大事案の連絡体制も含む)

- (1) いじめ発見
- (2) 児童生徒指導委員会
- (3) 一宮町教育委員会への報告と連携
- (4) 警察への通報及び関係機関等との連携
- (5) 学校が調査し、次にその調査結果について付属機関が調査を行うこととしているが、子どもの人権問題について、調査・指導・勧告・提言をする権限を持たせるとともに、対立する当事者間の調整をする権限を持たせることで、紛争解決も視野に入れ、第三者機関の構成員でもある専門家を「一宮町いじめ対策調査会」として組織し、重大事案に迅速に対応できることとする。



★ いじめの重大事案の発見・通報があった場合は、〈発見者⇒学級担任⇒学年主任⇒児童生徒指導主事（主任）⇒教頭⇒校長⇒一宮町教育委員会(42-4574)（⇒教育長⇔一宮町長）⇒東上総教育事務所管理課（⇒指導室）⇒県教育委員会〉と速やかに情報伝達し、情報共有を図る。

4 公表，点検，評価

いじめ防止は，学校最大の教育課題の一つでもあり，学校・家庭・地域の連携・協力が大切である。そのためにも，ホームページを活用して本校の学校いじめ防止基本方針を公表し，いじめ防止の取り組みへの理解及び情報提供に協力を求めていく。今後もいじめ防止への具体的取り組みを更に深めるために評価・点検を心がけていく。

◎【具体的な方策】

- (1) 質問事項の検討を含め，アンケート調査及び分析を継続して行っていく。
- (2) 学校評価等で，いじめ防止基本方針の考え方や具体的な取り組み状況等について評価を受ける。
- (3) P T A総会及び役員会を通して，いじめ防止に向けた取り組みの説明及び評価を受ける。
- (4) 様々な機会を通して，本校のいじめ防止基本方針の点検評価を行い，見直しを行う。

※対策組織

いじめの重大事案の発見・通報があった場合は，「一宮町いじめ対策調査会」にて重大事案に迅速に対応する。

NO	所属	職名	氏名	◎児童生徒育成委員会 ●いじめ対策調査会
1	茂原警察署幹部交番			●
2	外房地区少年センター			●
3	学識経験者			●座長
4	東上総児童相談所			●
5	学校医			●
6	弁護士			●
7	東上総教育事務所	主席指導主事 (生徒指導班長)		◎
8	長生健康福祉センター	家庭相談員		◎
9	一宮町立一宮小学校	スクールカウンセラー		◎
10	一宮町立一宮中学校	スクールカウンセラー		◎
11	一宮町福祉健康課	課長		◎
12	一宮町立東浪見小学校	校長		◎
13	一宮町立一宮小学校	校長		◎
14	一宮町立一宮中学校	校長		◎
15	一宮町教育委員会	教育長		◎
16	一宮町教育委員会	教育課長		◎
◎ 一宮町児童生徒育成委員会に庶務（2名）を置く				

